

議案第 3 号

野田市非常勤特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部  
を改正する条例の制定について

野田市非常勤特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正す  
る条例を次のように定める。

令和元年6月7日提出

野田市長 鈴木 有

野田市条例第 号

野田市非常勤特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部  
を改正する条例

野田市非常勤特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和63年野田市条例第3号）の一部を次のように改正する。

別表第1選挙長の項中「10,600円」を「10,800円」に改め、同表投票所の投票管理者の項中「12,600円」を「12,800円」に改め、同表期日前投票所の投票管理者の項中「11,100円」を「11,300円」に改め、同表開票管理者の項中「10,600円」を「10,800円」に改め、同表投票所の投票立会人の項中「10,700円」を「10,900円」に、「5,350円」を「5,450円」に改め、同表期日前投票所の投票立会人の項中「9,500円」を「9,600円」に、「4,750円」を「4,800円」に改め、同表不在者投票に係る投票立会人の項中「10,700円」を「10,900円」に改め、同表開票立会人の項及び選挙立会人の項中「8,800円」を「8,900円」に改め、同表新博物館建設基本構想策定員の項を削る。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の野田市非常勤特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例別表第1選挙長の項から選挙立会人の項までの規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後その期日を公示され、又は告示される公職選挙法（昭和25年法律第100号）の適用を受ける選挙、最高裁判所裁判官国民審査、日本国憲法第95条の規定による投票及び野田市住民投票条例（平成23年野田市条例第18号）に基づく住民投票について適用し、施行日の前日までにその期日を公示され、又は告示された公職選挙法の適用を受ける選挙、最高裁判所裁判官国民審査、日本国憲法第95条の規

定による投票及び野田市住民投票条例に基づく住民投票については、なお従前の例による。

## 提案理由

国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部改正により投票所経費等の基準額が改定されたこと及び野田市新博物館建設基本構想策定員設置規程の廃止に伴い、非常勤特別職の職員の報酬に関する規定を整備しようとするものである。

参考資料

野田市非常勤特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案  
新旧対照表

(下線の部分は改正部分)

○ 野田市非常勤特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例 (昭和63年野田市条例第3号)

改 正 案		現 行	
別表第1(第2条第1項)		別表第1(第2条第1項)	
区分	報酬額	区分	報酬額
(略)		(略)	
選挙長	1回当たりの額 <u>10,800円</u>	選挙長	1回当たりの額 <u>10,600円</u>
投票所の投票管理者	日額 <u>12,800円</u>	投票所の投票管理者	日額 <u>12,600円</u>
期日前投票所の投票 管理者	日額 <u>11,300円</u>	期日前投票所の投票 管理者	日額 <u>11,100円</u>
開票管理者	1回当たりの額 <u>10,800円</u>	開票管理者	1回当たりの額 <u>10,600円</u>
投票所の投票立会人	日額 <u>10,900円</u> (交 替勤務の場合は 5,450円)	投票所の投票立会人	日額 <u>10,700円</u> (交 替勤務の場合は 5,350円)
期日前投票所の投票 立会人	日額 <u>9,600円</u> (交 替勤務の場合は 4,800円)	期日前投票所の投票 立会人	日額 <u>9,500円</u> (交 替勤務の場合は 4,750円)
不在者投票に係る投 票立会人	日額 <u>10,900円</u> 以 内で市長が定める額	不在者投票に係る投 票立会人	日額 <u>10,700円</u> 以 内で市長が定める額
開票立会人	1回当たりの額 <u>8,900円</u>	開票立会人	1回当たりの額 <u>8,800円</u>
選挙立会人	1回当たりの額 <u>8,900円</u>	選挙立会人	1回当たりの額 <u>8,800円</u>
(略)		(略)	
(削る。)		新博物館建設基本構 想策定員	<u>日額 25,000円</u> 以内 で市長が定める額
(略)		(略)	
備考 (略)		備考 (略)	